

CS 会員規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第4版 2019年11月5日

<文管 2-30>

(目的)

- 第 1 条. 公益社団法人日本ビリヤード協会(以下、「本協会」という)がビリヤード愛好者の為の会員登録制度を定め、競技スポーツ・生涯スポーツ両面での発展を目指し、すべてのビリヤード愛好者に登録を呼びかける。

(名称)

- 第 2 条. 会員登録制度での登録証の正式名称を「Cue sports member's card」とし「CS カード」と略称する。また、会員登録制度への登録者のことを「CS 会員」という。CS 会員には本協会および協会加盟団体(以下「加盟団体」という)が発行する「CS カード」が発行される。

(会員)

- 第 3 条. 本規程に同意の上、本協会が運営・提供する事務局サポートシステムによる CS 会員登録システム(以下「システム」)を利用して登録する。
2. 反社会勢力に関係している方、刑の執行猶予中の方、および申込時に刑の完了から 1 年未満の方は入会できない。但し、刑の終了から 1 年以上経過した場合であっても、その刑の対象が重大な犯罪(不正薬物乱用等含む)であった場合は別途本協会コンプライアンス委員会にて CS 会員登録の可否を検討する。なお、会員登録後の発覚であっても検討できるものとする。
 3. アンチ・ドーピング規則違反の CS 会員への対応は、本協会発行の「アンチ・ドーピング規程」に準ずる。

(年会費)

- 第 4 条. 会員は、本協会または加盟団体に対して所定の年会費を所定の方法で支払うものとする。
2. 支払われた年会費は、理由の如何を問わず、返還されない。

(ジュニアへの特別措置)

- 第 5 条. 小学生、中学生、高校生等のジュニア層へのビリヤードの普及・振興のため無料で CS 会員登録ができる。
- なお CS 会員登録におけるジュニアの定義とは、満 18 歳の誕生日を迎える年度(4 月 1 日から始まる年度)の 3 月 31 日までの方が対象となる。

(カードの利用)

- 第 6 条. 本協会および加盟団体の主催・主管する大会に参加する際は、必ず CS カードを提示するものとする。なお、情報通信機器(スマートフォンなど)でシステムへログインし本人の会員情報の提示でも可とする。
2. CS カードの登録があっても大会参加ができない場合がある。

3. CS カードは、会員本人以外は使用できない。また、CS カードを他人に貸与・譲渡することはできない。

(会員情報の取り扱いおよび開示・更新・訂正・削除・利用停止)

第 7 条. 本協会および加盟団体は、会員の個人情報(本項(1)に定めるものをいう)につき、必要な保護措置を行った上で以下のとおり取り扱うこととする。なお、以下の取り扱いについては CS カード失効後も適用されるものとする。

- (1) 以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という)を取得、利用する。
 - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等会員が入会申し込み時において届け出た事項。
 - ② 入会申込日、会費決済情報など CS カードの発行内容。
 - ③ CS カードを利用して出場した公式戦等での写真等。
- (2) CS カードや CS カードに関する物品の発送、大会時等における CS 登録の確認、ビリヤードや大会に関する案内の送付や連絡、会員管理等、協会および加盟団体の運営に関する目的、及び試合結果の広報等で個人情報を利用する。
- (3) 会員は、本協会または加盟団体に対して自己に関する個人情報の開示および削除を請求することができる。ただし、削除請求で削除を実施した場合には会員資格を喪失し、以後 10 年間は会員登録ができないものとする。
- (4) 会員情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)の変更は会員がシステムへログインして会員自らが実施するものとする。ただし、加盟団体や支部などが代行登録できるものとする。

(CS カードの有効期限)

第 8 条. CS カードの有効期限は毎年 3 月末日とする。但しシステムを利用して以後毎年 1 年間の延長ができる。

(CS カードの紛失、盗難等)

第 9 条. 会員が CS カードを紛失した場合および盗難にあった場合は、ただちに本協会または加盟団体に連絡するものとする。

(会員の退会)

第 10 条. 会員は、本協会または加盟団体への届け出により退会することができる。但し、以後 10 年間は会員登録ができないものとする。

(会員資格の喪失及び罰則)

第 11 条. 本協会または加盟団体は、会員が次のいずれかに該当する場合、ただち

に会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申告があったとき。
 - (2) CS カード及び会員番号の不正利用（身代わり、なりすましなど）が判明したとき。
 - (3) CS カードの年度更新を実施せずに（年会費未納入のまま）試合出場が判明したとき。
 - (4) 会員が有罪判決にて刑の執行（執行猶予も含む）を受けたとき。
 - (5) 会員の反社会勢力とのかかわりの事実が判明したとき。
 - (6) その他、本協会または加盟団体の運営に著しい支障があると判断されるとき。
2. 本協会または加盟団体は、公式試合終了後に随時エントリー名簿の CS 会員情報と実際に CS 会員登録されている情報の照合を実施し、不正が発覚した場合には下記対応を実行する。
- (1) 事実関係を試合運営（主催）者及び当事者に確認する。
 - (2) 不正の事実が確定した場合、その状況に応じて本協会は審議会を開催し当該会員への対処を決定する。対処内容は下記の 5 項目であり、複数の項目が選択される場合がある。なお状況に応じて当事者は審議会へ出席して弁明できるものとする。
 - ① 情状酌量の余地があり注意または警告のみとする。
 - ② 当該公式戦の結果にかかわるものを剥奪する。
 - ③ 次年度まで会員資格を停止とする。
 - ④ 1 年以上の会員資格を停止する。
 - ⑤ 無期限で会員資格を停止する。

（規程の改定）

- 第 12 条. 本規程が改定された場合には、本協会がその内容をシステムなどを通じて通知した後に会員が CS カードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなす。

（改廃）

- 第 13 条. この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

以上

改定履歴

版	発効日	改定内容
第2版	2018年6月27日	「事務局サポートシステム」(通称しゅくみねっと)でのオンライン登録・決済システム導入での変更対応と罰則などについて改定。
第3版	2019年6月25日	第3条にアンチ・ドーピング規程違反に関する項目を追加。 第7条に個人情報利用についての記述を追加。 第13条(改廃)の総会決議を理事会決議に変更。6月25日の総会にて承認。 理事会決議変更に伴い文書管理番号を「文管2-30」に変更。
第4版	2019年11月5日	第3条-2に重大な刑罰に関する内容を追記。 2019年11月5日の定例理事会にて承認。